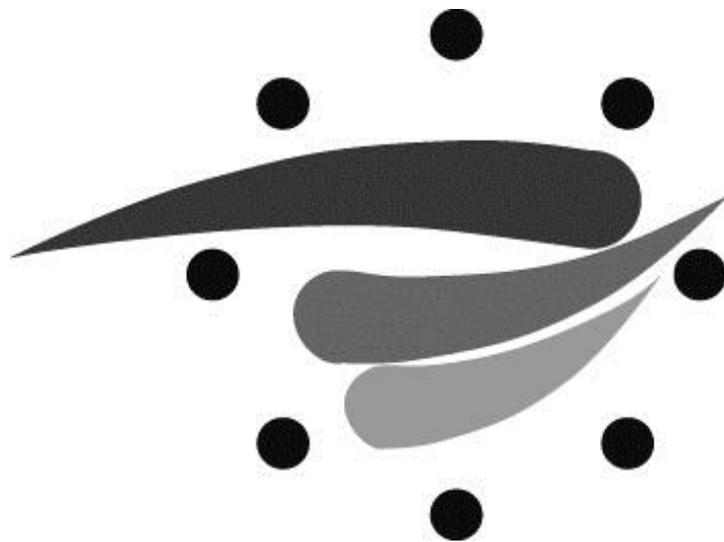


ご加入にあたって



カイロプラクティック療法振興事業協同組合

目次

第 1 章 本組合の概要

- ・ カイロプラクティック療法振興事業協同組合 3
- ・ 事業協同組合とは? 4
- ・ 当組合の主な事業 4
- ・ 加入の手続き 4
- ・ 組合員特典 4
- ・ 賛助会員特典 4

組合の組織

- ・ 役員一覧 5
- ・ 組合事務局一覧 5
- ・ 組合の組織概念図 5

第 2 章 加入手続きについて

[1] 組合員加入

1. 加入申し込み 6
2. 加入の承諾 7
3. 出資金及び賦課金の払い込み 7
4. 加入手続きの完了 9

[2] 賛助会員加入

1. 加入申し込み 9
2. 加入の承諾 10
3. 年会費等の払い込み 10
4. 加入手続きの完了 10

第 3 章 組合のきまり

- 定款 12
- 組合員加入規定 23
- 賛助会員規約 24

第 4 章 組合 Q & A

- 加入申込書 26
- 各種届出書式

第1章 本組合の概要

- ・ カイロプラクティック療法振興事業協同組合
- ・ 事業協同組合とは?
- ・ 当組合の主な事業
- ・ 加入の手続き
- ・ 組合員特典
- ・ 賛助会員特典

組合の組織

- ・ 役員一覧
 - ・ 組合の組織概念図
-

・カイロプラクティック療法振興事業協同組合

大正年間にカイロプラクティックがわが国に伝えられて以来、約100年が経過しました。しかしながら、こんにちのカイロプラクティックの国内的現状については、約100年という長い時間の経過にもかかわらず、未だ成熟した業界・市場を形成するには至っておりません。また、国民的なコンセンサスは徐々に高まってきているものの、医療行政担当者の認識は依然として非常に低い状態にあると言わざるをえません。そのために、全てのカイロプラクティック療法士の願いである、カイロプラクティックの法的制度はいまだ確立されておらず、その職業者としての身分に対し何らの法的な保証もなされておりません。

そんな中、カイロプラクティック療法士は保健所の摘発におびえ、柔整師や鍼灸師のように診療報酬も出来ず、また国家資格化されていないことに起因するいわれのない不当な差別さえをも甘んじて受けねばならず、有事の際に団結してことにあたる素地もなく、資金力や交渉力に乏しいといった、様々な苦難と戦わなければなりません。しかし、そのような動かしがたい障壁、個々では打ち破ることのできない圧力も、一人一人のカイロプラクティック療法士が一致団結し、協力し合うことで突破口を開くことができるでしょう。

当組合は、このように決して好適な環境に置かれていたとは言えないカイロプラクティック療法事業者が相互扶助の精神に基づき共同事業を行うことで、経済的社会的地位の向上を図り、より生産的な事業運営を可能にするために設立されました。スケールメリットを生かした各種サービスをご用意しておりますので、皆様の強力なバックアップとして本組合をご活用ください。

・事業協同組合とは？

協同組合—会社との比較

	目的	性格	加入・脱退	議決権	設立要件
協同組合	相互扶助・合理化	中間・人的結合	自由	1人1票	認可
株式会社	利潤追求	営利	株の取得・譲渡	出資別	登記

・当組合の主な事業

- ・ 組合員の取り扱うカイロプラクティック用具の**共同購買**。
- ・ 組合員の事業に関する経営及び技術の向上または組合事業に関する知識の普及を図るための**教育及び情報の提供**
- ・ 組合員のためにする**福利厚生事業**
- ・ 事業に附帯する事業

・加入の手続き

入会申込書に必要事項を記入し、添付書類一式を添えて、当組合宛てにお送りください。

詳しくは、「ご加入の手引き」「[1]組合員加入」(P6)及び「[2]賛助会員加入」(P9)の項をご覧ください。

・組合員特典

- ・ 行政や圧力団体から組合員をカバー。
- ・ **カイロドクター賠償責任共済制度**
カイロプラクティック施術上の万が一に備える損害保険に加入できます。
- ・ **施術技術と経営手腕の改善向上のための、教育及び情報提供。**(定款7条2号)
 1. 定期的な技術セミナーの開催
 2. 組合機関紙の無料配布
- ・ **カイロプラクティック院運営に必要な施術器具、必需品等を格安の組合員価格で購入することができます。**(定款7条1号)
- ・ **民間保険取扱指定院制度の利用** (組合員となってから3ヶ月を経過していることが必要です。)
- ・ **各種共済制度を受けられます。**
前述のカイロドクター賠償責任共済制度と併せて、全国中小企業団体中央会が提供する格安の所得保障制度に加入できます。

・賛助会員特典

- ・ **カイロプラクティックドクター賠償責任保険**
カイロプラクティック施術上の万が一に備える損害保険に加入できます。
- ・ **組合機関誌等の無料配布**
- ・ **組合開催のセミナー・講演会等に参加可能**
組合で催す各種セミナー等に賛助会員価格にて参加可能になります。

組合の組織

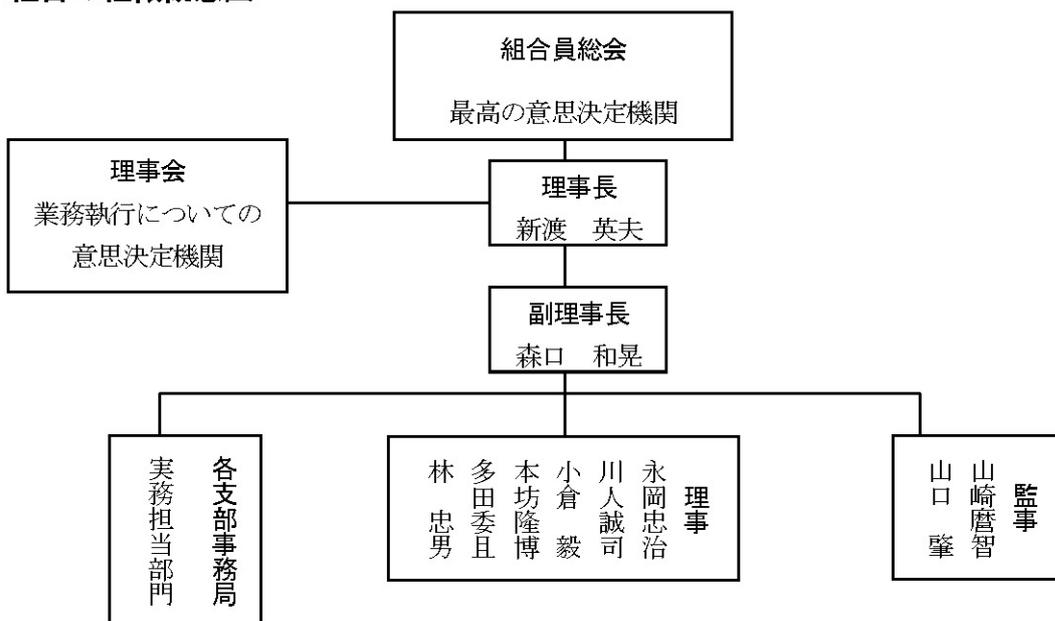
役員の一覧

理事長	新渡 英夫	理事	本坊 隆博	監事	山崎 磨智
副理事長	森口 和晃	同	多田 委且	同	山口 肇
理事	永岡 忠治	同	林 忠男		
同	川人 誠司				
同	小倉 毅				

組合事務局一覧

東京本部事務局	東京都新宿区高田馬場 4-4-34	03-5332-5465
北海道支部事務局	北海道札幌市中央区南9条西6丁目1-1 クウェストビル	011-520-6111
東北支部事務局	宮城県仙台市青葉区中央2-1-7 アイリス青葉ビル4F 医療モール内	022-712-3440
東海支部事務局	愛知県名古屋市市中村区椿町14-12 セントラルWEST名駅ビル3F	052-459-7280
関西支部事務局	大阪府大阪市北区 芝田2-8-7 八木ビル6F	06-6486-0058
九州支部事務局	福岡県福岡市南区高宮3-2-27 学院ビル	092-522-0091

組合の組織概念図



第2章 加入手続きについて

〔1〕 組合員加入

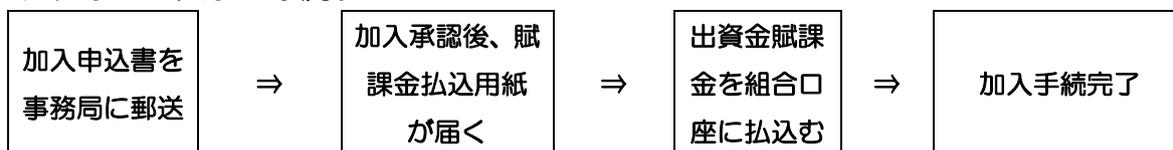
1. 加入申し込み
2. 加入の承諾
3. 出資金及び賦課金の払い込み
4. 加入手続きの完了

〔2〕 賛助会員加入

1. 加入申し込み
 2. 加入の承諾
 3. 年会費等の払い込み
 4. 加入手続きの完了
-

〔1〕 組合員加入

加入までの大まかな流れ



1. 加入申し込み

加入申込書（別添）に必要事項を記入し、添付書類とともに、組合事務局までご郵送またはご持参ください。

申込書送付先

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場4丁目4番34号

カイロプラクティック療法振興事業協同組合

業務部資格課 宛

添付書類

出身養成機関の卒業証書・認定証等の写し

加入資格は下記の通りです。

- ・ 必須条件

- (1) カイロプラクティックの施術を行う事業者であること。
 - (2) 組合の地区内に事業場を有すること。(定款第3条参照。該当しない地区でもご相談ください。)
- ・任意事項(下記の各項目の一に該当している必要があります。)
- (1) 本組合の指定するカイロプラクティック養成校の卒業生
 - (2) 修業年限が2年以上のカイロプラクティック教育を修了した者で組合員の推薦を受けた者
 - (3) カイロプラクティック事業者として5年以上の実務経験がある者で組合員の推薦を受けた者
 - (4) 当組合役員の推薦を受けた者

加入には以下のような3つの**形態**があります。

- (1) 原始加入:新規に組合に加入する場合
- (2) 譲受加入:既に加入している組合員から持分の譲渡を受ける場合
- (3) 相続加入:既に加入している組合員のうち、自然人(法人以外の)組合員の法定脱退に際して、持分の譲渡を受ける場合

※ 新規加入の方のほとんどが原始加入となりますので、「原始加入者用加入申込書」のみ同封しております。その他の形態で加入を希望される方は組合事務局までお問合せください。

2. 加入の承諾

定期的開催される理事会において、加入申込についての審議・承認をします。加入承諾を得た方には「**加入承認書**」をお送りします。

3. 出資金及び賦課金の払い込み

「加入承認書」を受け取られた方は、同封別紙の文書の指示にしたがって出資金及び賦課金等を、指定の金融機関の口座にお振り込みください。

払込金

出資金(加入時のみ)	10,000円
賦課金(年間)	48,000円

※ 中途加入の場合は、年度残月数をもとに賦課金額が決定されます。出資金は一括納入となります(定款23条)。

賦課金の納入方式

賦課金は基本的に一括納入でお願いしておりますが、組合員の皆様の様々な事情を勘案して、下記の方式のいずれかをご選択いただくことも可能です。

一括納入方式：賦課金を一度に納入していただく方式です。

48,000円×1回

月割り納入方式：賦課金を12ヶ月で等分した金額で納入していただく方式です。

4,000円×12回

年度内中途加入者の払込金額について<一括方式と月割り方式の場合>

加入月	一括	月割り
4月	※48,000円	4,000円
5月	44,000円	4,000円
6月	40,000円	4,000円
7月	36,000円	4,000円
8月	32,000円	4,000円
9月	28,000円	4,000円
10月	24,000円	4,000円
11月	20,000円	4,000円
12月	16,000円	4,000円
1月	12,000円	4,000円
2月	8,000円	4,000円
3月	4,000円	4,000円

※年度初に1年分を一括納入していただく場合の金額です。

加入初年度は上記に加え、1口10,000円の出資金を、初回納入時に加算して納入いただくこととなります。

賛助会員から正組合員に切替する場合の納入金額

年度の途中で賛助会員から正組合員に加入切替する場合は、「賛助会員年会費」から「4月～変更する月までの経過月数」を月割計算して差し引き、その差額を「変更月～3月までの正組合員賦課金と出資金の合計」の一部に充当します。

変更月	納入金額(出資金を含む)	変更月	納入金額(出資金を含む)
4月	—	10月	19,000円
5月	26,500円	11月	17,500円
6月	25,000円	12月	16,000円
7月	23,500円	1月	14,500円
8月	22,000円	2月	13,000円
9月	20,500円	3月	11,500円

例) 8月に賛助会員から正組合員に加入切替する場合

賛助会員年会費=30,000円・・・①

4月～7月の賛助会費を月割計算(2,500円×4)・・・②

①-②=20,000円・・・③

この差額を8月～3月の正組合員出資金・賦課金の合計に充当する=42,000円・・・④

④-③=22,000円

お振込先 最寄りの郵便局

口座名:カイロプラクティック療法振興事業協同組合

口座番号:00190-5-570658

※ 事務局にご持参いただいても処理いたしませんので、必ず振込みにて願います。同封の「払込取扱票」をご利用ください。なお、払込手数料はご本人負担となります。

4. 加入手続きの完了

本組合で出資金及び賦課金等の払込を済まされた時点で、加入手続きは完了となり、正式に本組合の組合員を称することができるようになります。後日、組合員証、組合員看板(以上2点は当組合からの貸与品・**申し込み必要**)、振り込まれた出資金・賦課金等の領収書などをお送りします。また、組合加入と同時にカイロドクター賠償責任共済制度に加入を希望される方は、その旨、組合事務局に事前にお知らせ下さい。

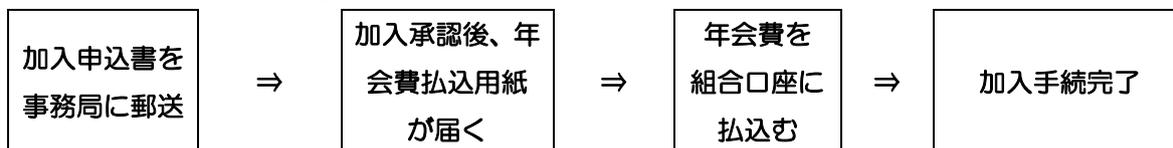
ご相談、お問い合わせは: カイロプラクティック療法振興事業協同組合 東京本部事務局

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目4番34号

TEL:03-5332-5465

[2] 賛助会員加入

加入までの大まかな流れ



1. 加入申し込み

加入申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに、組合事務局までご郵送またはご持参ください。

申込書送付先 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目4番34号

カイロプラクティック療法振興事業協同組合 業務部資格課 宛

添付書類 カイロプラクティック養成校の卒業証明書又は認定証の写し

加入資格 正組合員の加入資格に準じます。(P6 参照)

2. 加入の承諾

定期的に行われる理事会において、加入申込についての審議・承認をします。加入の承諾を得た方には「**加入承認書**」をお送りします。

3. 年会費等の払い込み

「加入承認書」を受け取られた方は、同封別紙の文書の指示にしたがって年会費等を、指定の金融機関の口座にお振り込みください。

払込金 年会費 1口 30,000円

年度内中途加入者の払込金について

賛助会員年会費は加入の時期により、下表のとおり4つの区分に分けてご請求いたします。

年度内の加入月	当該年度の年会費
4月～6月	1口 30,000円
7月～9月	1口 22,500円
10月～12月	1口 15,000円
1月～3月	1口 7,500円

お振込先 最寄りの郵便局

口座名：カイロプラクティック療法振興事業協同組合

口座番号：00190-5-570658

※ 事務局にご持参いただいても処理いたしませんので、必ず振込みにて願います。同封の「払込取扱票」をご使用下さい。なお、払込手数料はご本人負担となります。

4. 加入手続きの完了

年会費等の払込を済まされた時点で加入手続きは完了となり、正式に本組合の賛助会員となります。後日、振り込まれた年会費の領収書等をお送りします。また、組合加入と同時にカイロドクター賠償責任共済制度に加入を希望される方は、その旨、組合事務局に事前にお知らせ下さい。

ご相談、お問い合わせは： カイロプラクティック療法振興事業協同組合 東京本部事務局

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目4番34号

TEL：03-5332-5465

第3章 組合のきまり

カイロプラクティック療法振興事業協同組合 定款(抄)

カイロプラクティック療法振興事業協同組合 組合員加入規定

カイロプラクティック療法振興事業協同組合 賛助会員規約

カイロプラクティック療法振興事業協同組合定款（抄）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 本組合は、カイロプラクティック療法振興事業協同組合と称する。

（地区）

第3条 本組合の地区は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 本組合は、事務所を東京都新宿区に置く。

（公告方法）

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

（規約）

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

（事業）

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1） 組合員の取り扱うカイロプラクティック用具の共同購買

（2） 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

（3） 組合員の福利厚生に関する事業

（4） 前各号の事業に附帯する事業

2 前項第3号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) カイロプラクティックの施術を行う事業者であること。
- (2) 本組合の地区内に事業場を有すること。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込があったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条の承諾を得たものは、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後60日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会のけつぎ議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他本組合の信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第 15 条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第 16 条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない事由があるとき。

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第 14 条の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第 18 条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1 週間以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 資本の額又は出資の総額が 5,000 万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 100 人を超えたとき。

(過怠金)

第 19 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第 13 条第 2 号から第 4 号までに掲げる行為のあった組合員

(2) 前条の規定による届出をせず、又は、虚偽の届出をした組合員
(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年14パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(会計帳簿等の閲覧等)

第21条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第22条 出資1口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第23条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 9人又は10人
- (2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(役員要件)

第27条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(理事長及び副理事長の選出)

第28条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第29条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選出された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第30条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第31条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第32条 役員は、総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方

法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員を選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選出された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

7 一の選挙をもって2人以上の理事又は監事を選挙する場合には、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員報酬)

第33条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第34条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、本組合に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第35条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第36条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)にあてて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下、第39条、第40条、第47条及び第48条において同じ。）。

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（臨時総会の招集請求）

第39条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第40条 組合員は、第38条第1項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、1人とする。

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（総会の議事）

第41条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議長）

第42条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

（緊急議案）

第43条 総会においては、総組合員の半数以上の組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）が出席し、かつ、その3分の2以上の同意を得たときに限り、第38条第1項の規定により、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

（総会の議決事項）

第44条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第45条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 出席理事・監事の数及びその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要(理事会の招集権者)

第46条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。

3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第47条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

4 前項の通知については、総会招集の手続に準ずるものとする。

(理事会の決議)

第48条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
 - (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項
- （理事会の議長及び議事録）

第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

である場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第51条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第52条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員に該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第53条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第54条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第56条及び第57条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第 55 条 本組合は、出資金減少差益（第 14 条ただし書の規定によって払戻をしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第 56 条 本組合は、当期純利益金額の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第 57 条 本組合は、第 7 条第 1 項第 2 号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 58 条 当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期末処分剰余金から、第 54 条の規定による利益準備金、第 56 条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は組合員に配当し、なお剰余があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第 59 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第 24 条第 2 項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 60 条 損失金のてん補は、組合積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

組合員加入規程

(目的)

第1条 この規程は、本組合を構成する組合員のカイロプラクティック事業者としての資質を一定に保ち、本組合の加入に関する手続において円滑で迅速な処理を図ることを目的とする。

2. 本組合の加入の手続は、中小企業等協同組合法及び本組合定款に定めるもののほか、この規定の定めるところにより行う。

(加入資格)

第2条 定款に定める加入資格があり、かつ下記の各号の一に該当する者は、当組合に加入することができる。

- (1) 本組合の指定するカイロプラクティック養成校の卒業生
- (2) 修業年限が2年以上のカイロプラクティック教育を修了した者のうち、組合員の推薦を受けた者
- (3) カイロプラクティック事業者として5年以上の実務経験がある者のうち、組合員の推薦を受けた者
- (4) 役員の推薦を受けた者

(加入申込)

第3条 本組合に加入を希望する者は、所定の申込書式に必要書類を添えて、組合事務局に送付するものとする。

(加入の承認)

第4条 加入の申込があったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入承認後の手続)

第5条 加入の承認を得た者は、遅滞なく下記の項目について本組合に納入しなければならない。

- (1) 出資金
- (2) 賦課金及び年会費
- (3) そのほか組合が指定する費用

2 加入の承認を得た者が、納付すべき金額を納付しない場合において、本組合は年度終了までの期間中に、加入の承認を取り消すことができる。

(加入事務手続の完了)

第6条 加入の承認を得た者が出資金等の納入を完了した場合には、本組合は遅滞なく領収した旨を通知するとともに、その他の必要な文書・書類等を送付しなければならない。

(準用)

第7条 本規程の第1条から第6条までの規定は、甲種賛助会員について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年10月19日から施行する。

賛助会員規約

(目的)

第1条 定款52条第2項の規定により、本組合に設置する賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。

2 賛助会員制度は、本組合の外部関係者の本組合に対する協力、理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有するものは、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする団体及び個人とする。

2 賛助会員は次の各号のとおり種別する。

- (1) 甲種賛助会員：カイロプラクティックの施術を職業とし、カイロプラクティック施術院に勤務する者で、組合員加入規定第2条の各号の一に該当する者
- (2) 乙種賛助会員：本組合及び組合員の事業に関連のある企業・団体及び個人
- (3) 丙種賛助会員：将来、カイロプラクティックの施術を業とすることを目的に、カイロプラクティックを学ぼうとする者又は学んでいる者

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成し又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換の機会の提供
- (3) 賛助会員に対する指導・教育の一環として、賛助会員向け講演会及びセミナー等の実施
- (4) そのほか第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 賛助会員たる資格を有するものは、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

(会費)

第5条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

2 甲種・乙種賛助会員については、会費の額を年間1口 30,000円とし、1口以上を負担するものとする。なお、口数その他は当組合と協議のうえ決定するものとする。

3 丙種賛助会員については、会費の額を年間5,000円とする。なお、この場合において、当組合は年会費を複数年分まとめて徴収することができる。

(脱退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

(除名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

第4章 組合 Q&A

Q:そもそも協同組合って何ですか？

A：中小規模の事業者が、事業の共同化・組織化を図ることで、規模が小さいことに起因する不利な諸条件を打開するための組織。事業者である組合員が、それぞれ企業として独立性を保ちながら、共同経済事業を行うことを目的とする団体です。

Q:会社とどう違うの？

A：株式会社などに代表される会社などの最重要目的は利潤の追求ですが、協同組合は組合員の「公正な経済活動を確保し」、「自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る」ことを目的としています。

協同組合—会社との比較

	目的	性格	加入・脱退	議決権	設立要件
協同組合	相互扶助・合理化	中間・人的結合	自由	1人1票	認可
株式会社	利潤追求	営利	株の取得・譲渡	出資別	登記

Q:カイロプラクティックの事業協同組合の意義とは何ですか？

A：

1. 事業者の経営体力強化：
各種共同事業を活用することにより、コスト削減、能率の増進・省力化、技術レベルの向上、危機分散等の諸問題を解決。それらにより受診者数・売上の向上、経費削減、取引条件の改善を図ることが可能となります。
2. 人材養成：
カイロプラクターの更なる資質向上を図り、事業者としての経営手腕を引き上げるための各種教育・訓練・情報提供を実施します。
3. 対外信用力の増大：
組織化された業界は、社会的にも他の業界に対しても信用度が高まるものです。顧客や取引先からの信用も深まることでしょう。
そして何よりも、事業者団体として当組合が当時の厚生大臣から認められたことは、すなわちカイロプラクターが一職業として公に認められたということに他なりません。未だ数々の制約がありますが、この事実を足がかりに当組合は、カイロプラクターの社会的地位の更なる向上を目指します。
4. 様々な中小企業施策の活用：
自治体等が実施している様々な中小企業施策を利用することができます。
また、組合員の皆様ひとりひとりの声を組合に統合し、その意見や要望事項を中小企業施策に反映させる機会が得られます。
5. カイロプラクティック業界の健全な発達：
業界ルールの確立、業界秩序の安定維持等、組合員事業者の経営発展とともに、業界全体の体質の改善と健全な発達を図ることを容易にします。

Q:組合に加入するとどんなメリットがあるのですか？

A：当組合にご入会いただくと、下記の組合事業をご利用いただくことができます。

1. 組合員の皆様に対し、経営に関する教育及び情報のご提供。
2. 組合員対象の損害保険。万が一、施術に過誤があった場合の保証も万全です。
3. 公的な各種共済制度が受けられます。

加入申し込み書式

正組合員用加入申込書

施術所施設概要

賛助会員加入申込書

加入申込時提出書類及び添付書類について

- ・ 組合員加入

1. 「正組合員用加入申込書」
2. 裏面の「施術所施設概要」
3. 出身カイロプラクター養成機関の卒業証書又は認定証の写し

- ・ 賛助会員加入

1. 「賛助会員加入申込書」
2. 出身カイロプラクター養成期間の卒業証明書又は認定証の写し

※ 注意事項:

カイロドクター賠償責任共済制度にご加入を希望される方は、お早めに組合事務局までお問い合わせ下さい。

この用紙は、郵送または持参にてご提出下さい。FAXでは受付できません。

正組合員用加入申込書

平成 年 月 日

カイロプラクティック療法振興事業協同組合 御中

私は、貴組合の定款を承認し、下記により出資を引き受け、貴組合に加入致したく申込みます。また、賦課金等の払込は、下記納入方法の申出のとおり遅滞なく行います。

氏名	(フリガナ)	性別	男・女	生年月日	年 月 日
加入を希望する月	年 月より加入				
現住所	〒() (フリガナ)				
	TEL	-()-	FAX	-()-	
施術所	名称	(フリガナ) 印			
	所在地	〒() (フリガナ)			
	TEL	-()-	FAX	-()-	
緊急連絡先:PCまたは携帯 E-mail アドレス		@			
引き受けようとする 出資口数及び金額	1 口	従業員数	名		
	金 10,000 円	事業者の出資総額または資本の額	(法人のみ記入) 円		
賦課金納入方法 (1・2の何れかを選択)	1. 一括納入方式:賦課金を一度に納入します。 2. 月割り納入方式:賦課金を12ヶ月で等分した金額で納入します。				
保険について	カイロクター賠償責任共済制度に加入する予定はありますか?		→ はい ・ いいえ		
	カイロクター賠償責任共済制度の申込書等はお持ちですか?		→ はい ・ いいえ		
	(申込書は http://www.chiro-kumiai.or.jp/pop/download.html からダウンロードできます。)				
カイロクター賠償責任共済制度の申込書等の送付を希望されますか?		→ はい ・ いいえ			
カイロプラクティック に従事した期間	年 月	カイロプラクティック以外の 取扱施療科目	(全てご記入下さい)		
郵便物送付先	現住所・事業場				
卒業した カイロプラクティック教育機関の名称	学科 年 月 卒業・中退				
所属する他の 協会・学術団体等					

賛助会員からの切替加入ですか?

はい ・ いいえ

← ここから切り取ってご使用ください

施術所施設概要

組合員名： _____

施術所名： _____

住 所： _____

TEL・FAX： _____

最寄り駅： _____ 線 _____ 駅

_____ 線 _____ 駅

施術所周辺図（駅や目標物も描画してください。）

施術所内の間取り、機器等配置図

広さ 約 _____ 坪

※床面積 _____ m² 換気装置（あり・なし） 施術室と待合室の区分（あり・なし）

この用紙は、郵送または持参にてご提出下さい。FAXでは受付できません。

賛助会員加入申込書

平成 年 月 日

カイロプラクティック療法振興事業協同組合 御中

私は、貴組合の目的と趣旨に賛同し、貴組合の賛助会員として加入いたしたく、下記により申込みます。

氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
	印	性別※	男・女
加入を希望する月	年 月より加入		
現住所	〒() (フリガナ)	TEL ()-	FAX ()-
勤務先名称			
勤務先住所	〒()	TEL ()-	FAX ()-
緊急連絡先:PCまたは携帯 E-mail アドレス	@		
年会費	1口 30,000円		
保険について	カイロクター賠償責任共済制度に加入する予定はありますか?	→ はい ・ いいえ	
	カイロクター賠償責任共済制度の申込書等はお持ちですか?	→ はい ・ いいえ	
	(申込書は http://www.chiro-kumiai.or.jp/pop/download.html からダウンロードできます。)		
カイロクター賠償責任共済制度の申込書等の送付を希望されますか?	→ はい ・ いいえ		
所属する他の協会・学術団体等			
加入の動機:			
当組合をお知りになったきっかけ:該当する箇所に○、()内名称記入			
新聞 ()	ポスター	チラシ	組合の機関紙 知人・友人
雑誌 ()	同業者の紹介 ()		